

東かがわ市告示第24号

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月21日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱（平成28年東かがわ市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象物件)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)・(3)</u> 略</p> <p>(補助対象者)</p>	<p>(補助対象物件)</p> <p>第3条 補助金の対象となる空き家又は空き家であった住宅（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 所有者等が補助金の交付を受けてから、3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者に売却し、又は賃貸しない物件であること。</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> 略</p> <p>(補助対象者)</p>
<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 前号に掲げる者のほか、市長が補助をするのに適当でないと認めた者</u></p> <p>(交付決定の取消し等)</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者から購入し、又は賃借する利用者</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が補助をするのに適当でないと認めた者</u></p> <p>(交付決定の取消し等)</p>
<p>第14条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 補助対象物件の売主又は貸主が、補助対象物件に居住したとき。(市</u></p>	<p>第14条 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

改正後

長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)

(10) 略

2 略

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

東かがわ市長 殿

申請者
住 所
氏 名
電話番号

承 諾 書

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱第7条の規定により、承諾書を提出します。なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

記

(1) 申請者が、リフォームを行うこと。

(所有者等の場合)

- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して引き続き3年間空き家バンクに登録すること。(当該期間内に売却、賃貸等が決定した場合を除く。)
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して3年間以内に交付決定を受けた補助対象物件の取り壊しを行わないこと。
- (4) 補助対象物件に居住しないこと。

(利用者の場合)

- (5) 補助金の交付を受けた日から起算して3年以上補助対象物件に居住すること。
- (6) 補助対象物件に売主又は貸主と認められる者と同居しないこと。

上記の事項について、承諾します。

所有者等の住所	〒 -
所有者等の氏名	Ⓜ
空き家の所在地	

改正前

(9) 略

2 略

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

東かがわ市長 殿

申請者(所有者等、利用者)
住 所
氏 名
電話番号
印

承 諾 書

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱第7条の規定により、承諾書を提出します。なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

記

(1) 申請者が、リフォームを行うこと。

(所有者等の場合)

- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して引き続き3年間空き家バンクに登録すること。(当該期間内に売却、賃貸等が決定した場合を除く。)
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して3年間以内に交付決定を受けた補助対象物件の取り壊しを行わないこと。
- (4) 補助金の交付を受けてから、3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者に売却又は賃貸しないこと。

(利用者の場合)

- (5) 補助金の交付を受けた日から起算して3年以上補助対象物件に居住すること。
- (6) 補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約について、3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者との間によるものでないこと。

上記の事項について、承諾します。

所有者等の住所	〒 -
所有者等の氏名	Ⓜ
空き家の所在地	

改正後

改正前

様式第4号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

年 月 日

東かがわ市長 殿

東かがわ市長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

申請者 住所
氏名
電話番号

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金変更等申請書

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金変更等申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を下記のとおり（変更・中止）したいので、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を下記のとおり（変更・中止）したいので、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

記

補助対象物件の所在地	東かがわ市	
(変更・中止)年月日	年 月 日	
(変更・中止)の理由		
変更の内容 (※変更の場合のみ)		
補助対象事業費	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円

※補助対象事業費が確認できる書類の写し（内訳含む。）を添付すること。

補助対象物件の所在地	東かがわ市	
(変更・中止)年月日	年 月 日	
(変更・中止)の理由		
変更の内容 (※変更の場合のみ)		
補助対象事業費	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円

※補助対象事業費が確認できる書類の写し（内訳含む。）を添付すること。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">様式第6号（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話番号</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市空き家リフォーム事業補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を下記のとおり実施したので、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助対象事業費 円</p> <p>2 補助金交付決定額 円</p> <p>3 補助対象事業工事期間 着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日</p> <p>4 添付書類 (1) 補助対象事業費の請求書の写し（内訳を含む。） (2) 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し (3) 補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し (4) 補助対象事業実施箇所の現況写真 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話番号</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市空き家リフォーム事業補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を下記のとおり実施したので、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助対象事業費 円</p> <p>2 補助金交付決定額 円</p> <p>3 補助対象事業工事期間 着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日</p> <p>4 添付書類 (1) 補助対象事業費の請求書の写し（内訳を含む。） (2) 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し (3) 補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し (4) 補助対象事業実施箇所の現況写真 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年4月1日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。